

市第64号議案 福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

1 提案理由

令和2年3月末で指定の期間が終了する、横浜市青葉区福祉保健活動拠点の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案します。

2 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

3 指定管理者と概要

施設名	指定管理者
横浜市青葉区福祉保健活動拠点	社会福祉法人横浜市青葉区社会福祉協議会 青葉区市ケ尾町1, 169番地の22 会長 吉村 春美

4 選定

横浜市青葉区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会において、非公募により、現・指定管理者である社会福祉法人横浜市青葉区社会福祉協議会から提出された事業計画書、その他規則で定められた書類等を審査の上、指定管理者の候補者を選定しました。

5 指定管理者選定委員会の構成

学識経験者、財務に関する有識者、福祉保健活動団体、利用者代表等で構成しました。

6 選定経過

時期	内容
平成30年12月25日(火)	第1回選定委員会 (申請要項の検討等)
平成31年1月7日(月)から 平成31年2月7日(木)まで	申請要項の配付期間
平成31年4月19日(金)	第2回選定委員会 (面接審査、指定管理者の 候補者の選定)